

令和6年度 多摩市立永山小学校 いじめ防止基本方針及びいじめ防止等の対策のための組織

「いじめ防止対策推進法」を受けて、本校の「いじめ防止基本方針」及び「いじめ防止等の対策のための組織（以下「いじめ対策委員会」とする）」を以下のとおり定めるものとする。

I いじめの防止に関する基本的な考え方

すべての教職員が「いじめはどの児童にも、どの学校においても起こりうる、だれでもが加害者にも被害者にもなりうる」という認識に立ち、教育委員会や家庭、地域と連携し、いじめの未然防止と早期発見・早期対応、解決の取組を徹底する。

II いじめ防止基本方針及び具体的な取組

方針1 いじめの未然防止

- (1) いじめは相手の人権を侵害する行為であり、決して許される行為ではないことを児童に理解させ、生命尊重の精神と人権感覚を育む指導の充実を図る。
- (2) 道徳の時間を要として、教育活動全体を通じた道徳教育を充実させ、自己を他者との関わりの中でとらえ、望ましい人間関係の育成を図る指導を計画的に行う。
- (3) 児童が、人・社会・自然と向き合うことで、共に生きる心の大切さ、集団の一員としての自覚と自信を育む体験や活動を取り入れる。
- (4) 児童がいじめについて学び、主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取組を推進する。
- (5) 学級集団づくり等の校内研修を通じて教職員の資質を向上させる。
- (6) ネット上のいじめの防止に向けた啓発活動を推進する。

具体的な取組

- (1) 「人権教育プログラム（学校教育編）」を活用した職員研修をとおして、教職員の人権意識を高める。
- (2) 道徳授業地区公開講座等を通じて、家庭や地域との連携を図り、思いやりの心や生命尊重の態度を育む指導を行う。
- (3) ① たてわり班活動を年間通して実施することで、他学年児童を思いやる心の育成を図る。
② 『多摩市かがやきブック』を活用した児童の社会性の育成に向けた指導の充実を図る。
- (4) ふれあい月間の取組の中で、全校一人一人がいじめ防止標語づくりをする。
- (5) 特性がある児童の指導・支援について、巡回相談員の助言を活かし、児童理解に努める。
- (6) 学校 SNS ルールを守るよう指導し、セーフティ教室等関係機関との連携を通して、ネット上でいじめにつながる書き込みをしないなど、児童の情報モラルの指導を徹底する。

方針2 いじめの早期発見（早期対応）

生活2－（2）－②

- (1) いじめは、大人が気付きにくい場面で発生し発見しにくい形で行われることを教職員は認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかと疑いをもち、いじめを見逃さない認知能力を向上させる。また、日頃から教職員間での情報を共有し、保護者や地域住民、関係機関と連携し、情報収集や対応を図る。
- (2) 教育相談を充実させ、児童が、いじめを訴えやすく、また教職員が一人で抱え込まない体制を整え、いじめの実態を把握する。

【具体的な取組】

- (1) ①「いじめアンケート」を年に3回以上実施し、その結果をもとにいじめ対策委員会や職員会議の中で情報交換と校内連携した対応に努める。
②スクールカウンセラーやピアティーチャー、学童などと密に情報交換し、児童の実態把握に努める。
③年間6回のあいさつ運動では、1日の始まりをさわやかにするとともに、子供たちの変化も把握する。
- (2) ①児童及び保護者に校内の相談窓口や相談機関の連絡先等の周知をする。

方針3 いじめへの対応

- (1) いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員での対応ではなく、いじめ防止委員会を開催し、学年及び学校全体で組織的に対応する。
- (2) 被害児童を守ることを最優先にし、迅速に事実確認を行い、加害児童に適切な指導を行う。
- (3) 定期的に関係機関や専門家等との相談・連携を図る。
- (4) 日頃から保護者・地域との連携を図る。
- (5) 重大事態が起きた場合は、教育委員会他関係諸機関と連携し、解決に向けた対応を図る。

【具体的な取組】

- (1) 把握したいじめについて、月1回いじめ防止等の対策のための組織いじめ対策委員会の会議を催し、いじめの事実の確認、対応や指導方針、支援等を協議し、組織的に対応する。
- (2) ①いじめられた児童の状況をきめ細かく把握し、スクールカウンセラーをはじめとした相談窓口の用意、複数教員による見守りなど、児童の安全確保と心の安定を図る。
②いじめの加害児童の保護者に状況を連絡し、加害児童に対し、毅然とした態度で指導を行う。また、事実確認をして謝罪の場を設ける。
- (3) ①いじめの調査結果や対応について教育委員会・学校運営協議会に報告し、対応について子ども家庭支援センターや相談室等と情報を共有する。
②いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、警察と連携して対応する。
- (4) いじめに係る状況やその指導について被害・加害両方の保護者に情報提供し、解消・解決に向けて、協力して取り組み、被害児童の保護者に進捗を報告する。
- (5) 加害の子供への指導に改善が図られず、被害児童が長期の欠席に至るなど重大事態が起きた場合は、教育委員会・学校運営連絡協議会に報告し、いじめの事実や対応の記録を整理し、課題や解決等を協議し、諸機関や専門家と連携して対応する。

Ⅲ いじめ防止等の対策のための組織（いじめ対策委員会）

本校では、いじめ問題への組織的な取組を推進するために、以下に示す「いじめ対策委員会」を設置し、この委員会を中心として、全教職員で共通理解を図り、学校全体でのいじめ対策を行う。学校いじめ防止基本方針に基づく取組、いじめの相談・通報の窓口としての役割、いじめの疑いに関する情報の収集、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援、保護者との連携といった役割を果たす。

【構成メンバー】 校内の生活指導部を基本とし、学校運営連絡協議会・PTAとも連携する。

R6. 3. 18現在、下記の担当者変更の可能性あり。

校長	向井 美紀	副校長	木村 伸之
いじめ対策委員長 (生活指導担当)	佐宗 紀子	スクールカウンセラー	小泉 裕美
いじめ対策委員	各学年担当者 (1・2年) 低学年生活指導部 (3・4年) 中学年生活指導部 (5・6年) 高学年生活指導部 (専科) 生活指導部 (わかくさ) わかくさ生活指導部 (ひばり) 生活指導部	養護教諭	小倉 由里
		教育相談担当	*生活指導教育相談担当者
		主幹教諭	青木 哲男
		学校運営協議会・PTA	